

賀茂県主氏の武力と武家

藤木 文雄

1 武家となった神官家

イ) 熱田大宮司家

日本武尊が征東の時預けた草薙の剣を神体とし死後祀ったのが起源。延喜式名神大社。尾張国^{おわりのくにの}造^{みやつこ}が奉斎。

尾張氏は継体天皇の妃目古媛(安閑・宣化両帝の母)の出身氏族。断夫山古墳を築造。代々大宮司職を世襲。12世紀初頭、尾張員職^{おわりのかずもと}が当職を外孫藤原季範^{すえのり}(藤原南家、目代)に譲与。以後藤原氏が継承。季範の二女が源義朝室・頼朝実母。以後源氏棟梁の外戚として公武双方と親縁を結び頗る繁衍。諸流のうち千秋氏が有力。明治17年に男爵。

範直^{のりなお}；鎌倉前期の大宮司。承久の乱に宮方に参ず。宮方の敗北後幕府に大宮司職を廃さる。

昌能^{まさよし}；南北朝時代の大宮司。後醍醐・後村上両帝に供奉、北朝側と歴戦。

ロ) 諏訪大祝家

建御名方刀美^{たけみなかたとうみ}(上社)と八坂刀売^{やさかとめ}(下社)を奉斎。天武・持統朝の成立。神官は科野国^{しなののくにのみやつこ}造一族・金刺^{かなさし}舎人^{のとねり}の分れが世襲。後裔の諏訪氏は諏訪神の血を引くとされ神主で諏訪の領主を兼ねた。一時総領家と大祝家に分かれたが総領家に統一。

盛重；承久の乱後得宗被官の筆頭として幕府内で権力を振う。室町幕府奉行人も9代歴任。

頼重；北条高時の遺児を擁して鎌倉を攻めた(中先代の乱)。

頼重；室町幕府奉行人。のち、武田信玄に滅ぼされた(上記とは別人)。

頼忠；頼重の従弟、徳川被官旧領回復。子孫は諏訪藩主、老中等重職に歴任。明治17年に子爵。

ハ) 阿蘇大宮司家

肥後国一ノ宮。祭神は阿蘇山の火山神と国造の神の合体した健甕^{たけいわたつのかみ}竜神以下の十二神。阿蘇国造氏が大宮司を世襲。在地領主化に伴い多数の所領を持つ。大宮司家は本姓宇治を称す。郡司と武家を兼ねる。鎌倉時代、肥後守護北条氏の下で、南郷谷諸村の預所、地頭職を安堵。幕府滅亡後社領の一円支配を確立。

惟村(応永年間)惟長(永正年間)が肥後、惟武(天授年間)が日向守護。恵知^{えち}惟澄^{これずみ}(阿曾氏の庶子)；大宮司として南朝に属して肥後、日向を席卷。以後南北両方に分裂して振るわず大友氏に圧倒さる。豊臣、加藤、細川氏に隷属し神主維持、350石。明治17年に男爵。

2 中世権門賀茂県主氏の道—中世的自治組織・氏人の惣

イ) 源頼朝の異例の賀茂社帰依

① 【中世賀茂社荘園御厨の成立】 (令制の神戸・封戸への国司の徴税機能不全に代える)

〔後一条天皇上下社に各4郷寄進^{(1018(寛)に21年)}〕。即位成就の報賽(母上東門院発願、摂政道長決裁)。

賀茂、小野、錦部、大野の4郷→鎌倉初に河上、大宮、小山、岡本、中村、小野の六郷に再編、「境内六郷」として長く膝下神領の中核となる。

〔堀河天皇上下賀茂社に不輸田各600余町寄進^{(1090(寛)治4年)}〕(神税不足により御供田とす)。

これによって諸国に22ヶ所の荘園・御厨を分置した。名目上太閤檢地(天正¹⁷年<1589>)まで継続。

② 【鎌倉幕府の神領安堵】

【武家発給の安堵状】本領安堵と当知安堵の二種。後者は恩賞・紛争決着として出す。前者は現在の知行の承認が目的。賀茂社には前者。戦乱による武家の横領停止と守護・地頭の設置に伴う王朝国家時代の政策の追認が目的。

【頼朝の賀茂社神領安堵】—「当宮の事^{にほん}二品の御帰依他に異なる故なり(吾妻鏡文治2年10月条)」。寿永3年4月の42ヶ荘の全面安堵を主に寿永2年から文治2年にかけて紛争中の各荘に対して賀茂社の申状に同意し、「道理に任せて成敗し従わねば下知」と五通以上の下文で安堵。北条得宗家も一貫してこの「道理に任せて成敗」の方針を踏襲した(貞永式目)。

③ 【「殊の外の御帰依」の一背景】

【源氏・賀茂氏姻戚説(頼家室辻殿の出自)の検証】公暁の父母は「父源頼家、母賀茂重長女」

表1 頼家遺児公暁母辻殿の略系譜

賀茂重長

||——女子(辻殿)

┌源為朝——女子 ||——公暁

└源義朝——頼朝——頼家(二代将軍)

と記録される(吾妻鏡承久元年1月27日条)。この公暁の外祖父を神主重政の子の重長に擬え將軍家と賀茂氏の姻戚関係の存在を憶測する見解がある(藤木正直・須磨千穎「賀茂神主補任史」)。重長の名は建保2年4月の後鳥羽上皇上覧競馬に見え、騎馬に優れていたらしく乗尻一番に若宮祝として現れる(院宸記)。承久3年(1221)の乱後の父重政の神主補任祝賀の宴には太田祝とある(賀茂旧記)。公暁の出生は1200年。世代差から逆算すれば重長の生年は遅くとも1170年以前でなければならず、建保2年には若くとも44歳位、承久3年には50歳以上である筈で年齢的にやや無理がある。

【賀茂重長を名乗るもう一人の人物】ほぼ同時代の人に源満仲の弟満政の8世の後胤賀茂重長がある。代々尾張・三河に住み尾張源氏を名乗る。子息重季(イ秀)以後は賀茂郡足助に移って足助氏を称する。吾妻鏡に幕府御家人とあり(建長2年<1250>条)重季の妻も三河守護安達盛長の女。源氏の同族で御家人の家筋。辻殿はこの足助(賀茂)氏出身の可能性大。

ロ) 後鳥羽上皇と賀茂氏

表2は上皇の多岐広範なご趣味全般に亘る交流を纏めたが、河上御幸の水練・水馬などの武技に集中しているのが注目される。一説に承久の乱への伏線かともいう。これ程密度の濃い天皇と賀茂との交流の例は他に無い(拙稿後鳥羽上皇の川上御幸についての一考察「賀茂文化1号」)

奥山のおどろが下をふみわけて道ある世ぞと人に知らせん(新古今和歌集 雑)

この承元二年の和歌は上皇が倒幕のご意図を固められた歌として知られている。

上皇と賀茂社との交流の背後には寵愛する能久を近臣化し、建保二年異例の拔擢で神主に補任した第八皇子氏王を賜うなど彼を通じて上賀茂の武力集団をその統制下に置くご意図があった。氏王は後の鎌倉中期の賀茂社神主氏久、従三位に叙し上階の初例。上皇が隠岐から氏王に

表2 後鳥羽上皇の賀茂御幸(正治元年から承久二年)

目的	年月日・回数	行事・内容	摘要
川上御幸	17回(1199~1211年)夏	水練、水馬(馬13疋下賜)	隨身、氏人供奉。
競馬	5回	乗尻隨身→賀茂輩へ	建保2年賀茂輩初見。
流鏑馬、笠懸	3回(建保2年2回、同5年)	流鏑馬5・7番笠懸44人	乗尻隨身、賀茂輩
相撲	2回(承元1年於神泉苑) 建保5年	誑者天竺冠者と能久召合 相撲15番院御夢想の祈り	権禰宜能久冠者を投負す 相撲人神主の恩の人。
鞠会	6回	鞠会へのお召、上覧(神社)	神主幸平。権禰宜能久 <small>(社殿御幸)</small>
歌合 献詠	正治1年(1199) 元久1年(1204)	正治後度百首歌合 賀茂社30首献詠	賀茂季保和歌所寄人御召 (歌人、院、鴨長明外11人)
管弦、神楽	2回	琵琶御演奏、神楽御覧	
祈願、奉幣、参籠	15回		参籠、宮巡り5回

小川寿一 賀茂能久伝「歴史と国文学20-2」より筆者整理作表

宛てて元服の烏帽子親の人選や院御自身崩御のあとの処身の心得などを書き送った父情纏綿たる消息文四通が残るっているという(中村直勝「御鳥羽院」所引、史徴墨宝)。以後、享保六年(1721)までの神主の大半はその後裔。

思ひ出づる袖にも影は宿りけるその^{かみやま}神山の有明の月 院御製(続拾遺和歌集第廿神祇)

ハ)承久の乱と賀茂氏(井関経久「賀茂旧記」による)

①【開戦・戦闘前夜】

〔承久3年5月15日〕○賀茂与七大夫秀平(貴布禰祝、正禰宜種にしおもて平子、前神主幸平孫)西面に候ふによりて鎧着て油小路面の北の門(院御所賀茂院)に有り、神主能久の下人ども物の具にてあり。院は北面に加え西面を創設し禁衛の武力を増強していたが、賀茂の社司の一人が西面の武士として伺候、神主の下人(所従に同じ、家子郎党。郷民で編成カ)も武装して従った。○賀茂の御祈りは十五日に万度参る(一万度祝)。社司は増減あり、氏人は五十度づつ、経所、長(をさ、刀禰の長老)、刀禰、膳部程々に従ふ。

○院より黄金五十両。延べて六十二両(合計4斤、26キログラム)。内、社司に一両づつ、氏人中へ四十両、経所四両、刀禰二両、長一両、膳部、預、出納(すつなう(刀根以下は地)下役人なら)が中へ一両。所謂支度金である。

〔同五月廿八日〕・社司、田楽す。中略、細殿前、十一ばかり。社司に物の具召さる、各々、参らせけり。社司達に武器の用達を命じられ、これを供出した。

②【出陣と敗戦、混乱】

〔同6月8日院宣により上下社の軍勢院御所へ参陣〕○院宣とて神主能久二条河原の院の御所へ参れと社司・氏人催さる。参らざらん者は社司は解官、氏人は所を追放すべしと催さる(能久の勅。員命令)。中略、下社の祐綱(下社禰宜)、鎧着ながら宮巡りして社より旗差して出づと申す。権禰宜祐頼訴へ申

す。(祐頼は祐綱兄。社内の動きを関東方へ通じた。鴨長明と河合禰宜職を争い妨げ遁世の因となった人物)。

〔宇治の敗戦と賀茂への退避、社中窮乏、軍勢の賀茂駐留・狼藉〕○同 14 日宇治の手(京方の宇治の軍勢)打落さる。京に武家方の武者が侵入し上臈下臈が賀茂の社頭に退避し山里も時ならず賑わう。18 日には六波羅に武者が駐在し、順徳院一同は賀茂の社司宅に避難。忽ち食糧が不足し御料も滞る。物取り横領が頻発。

〔新帝の即位と両社社務の解官〕○7 月 7 日、駿河守、北白川殿に参りて、宮責め出だし参らせて拝み参らせて同 9 日御くらゐにつかせ給ときこゆる。駿河守(三浦義村)が母の藤原陳子(北白川院)の許の茂仁親王の身柄を強引に受け取り懇請して天皇の位に着けた。翌 8 日には父後高倉院(御鳥羽院の同母兄守貞親王)の院政が始る。賀茂へ関東の軍勢が入り社司の子弟が二人[正七大夫政幸、岡本太郎大夫有遠]射られ負傷。○7 月 27 日神主能久、禰宜祐綱六波羅に召し籠めらる。同 28 日解官せられぬ。

③【新体制の発足】

〔重政の神主補任〕○同 29 日重政神主仰せ被ぶる。同 8 月 1 日拝賀。先づ御料御菜元の如くになし参らす。ついで同日神主補任の儀式と祝賀が庁の屋で催行。

○同 5 日、重政六波羅に出頭。北条泰時(武藏守)、同時房(相模守)らの祝意を受け神供御料を安堵された。御鳥羽上皇の冷遇で能久に順を越された長老の正禰宜重政(神主重保嫡男)にとり晴の日である。

④【乱の関係者たちの処分】

○7 月 13 日後鳥羽上皇は出家の上隠岐に遠流、順徳、土御門両院も佐渡と土佐に配流。能久は筑紫に祐綱は甲斐に配流となり、翌年能久は現地に没するが、貞永元年(1232)祐綱は許されて従二位に復した。その前、乱を通報しのち禰宜の職に就いていた祐頼は嘉禄元年(1225)宮巡り中に暗殺され、祐綱が還補。両社の、乱に加担した分子の遺恨によるとされる。○賀茂一族も京方の武装集団として一旦他の大社と同じく武家への道に踏み出したに見えたがこの乱を転機に異なる道を歩む。県主と国造と名こそ違え同じ地方豪族として何故なのか。

二) 武家の道を進まなかった二つの要因

一族の内部が社司と氏人の二つの階層に分化し専ら対立と牽制に勢力が浪費され守護大名家のような家臣団としての結束と対外展開のエネルギーが働かなかつた。また歴大な諸国荘園も領家職が社司たちの相伝で分散したままに任され、しかもそれらの荘園も他の公家の荘園同様に領主としての荘務権限が弱く在地の荘官と武家の蚕食に任され没落してゆく。また、膝下の六郷には氏人中の惣が成立し財産は惣中の共有に属し、徹底的な平等原理の下イエと家産が否定される。そこには一所懸命家名と功名を重んじる武家の論理の入る余地はない。

①【支配層の二元化——社司と氏人中の分化と対立】

〔社司と氏人の分化〕社司とは一族のうち神主(社務・惣官ともいう)と本社、8 撰社の禰宜・祝の職にある 21 人。一族で非職の者を氏人と呼ぶ。一族の繁衍で氏人の人数が増え、一方、従来「次第転補」によって氏人から社司への登用の道が開けていたが、社司の上職補任が特定の血統に集中するに伴い空文化し、貴族的な「社司」と貴族ながらも土俗的な「氏人中」という固定的な階層を生じた(前記賀茂旧記承久 3 年 5 月 15 日「万度祓え」、「上皇の下賜金」、同 6 月 8 日「出陣不参の罪」、同 8 月 1 日「神主補任祝賀」などで社司と氏人中を区別するのが早い例)。神

領の管理や社司職以外の社役が 56 人分あったがこの職を巡っても、両者の対立抗争が江戸時代半ば迄続く。

〔社司の社職・荘園独占と公卿指向〕はたまた、社職料の田地もその社職に付けてその職になり候へばその人所務いたし神役勤るために候。おおかた、他国にて寄せられたる神領は社司の預所納め仕りたると社記に見えて候(賀茂注進雜記第七社家)。即ち、社司の職料として特定の田地あづかりじよしきが給されその得分で神役を勤めた、また、諸国に寄せられた神領(荘園)は社司に預所職が割り当てられて彼らが収納した。本来社職料や荘園の預所職、時に下司職は社務と任期をともにする社司達に任期中の「廻領」として割り当てられたのが、社司職の世襲化とともに相伝となり上職の社司は同時に荘園領主化した。廿一官の社司の補任は勅宣により、位階も四位・五位を貰っていたが、神主氏久が弘安 9 年(1286)従三位に叙せられその子孫達が公卿に列し、次いで幸平や重保の子孫達にも及んだ。荘園領主の収入と公卿の地位を得た特定の血統の社司達は蹴鞠、歌道などを通じて上皇、將軍家、摂関家、伝奏らと親密な関係を結び西賀茂に別業を営み神勤も蔑ろに遊興奢侈に耽った(蔣池直一、南柯記)。

②【社領支配の構造——荘園の在地支配権が脆弱(一所懸命の欠如)】

愛宕郡の 4 郷と諸国の荘園御厨の二種ある神領はいずれも賀茂社を本家とする「寄進系荘園」である。朝廷が国司の徴税不調により国衙の権限を移した「公領」で元來領主権は弱い。

〔境内六郷〕愛宕郡の 4 郷は鎌倉初期までに一元化などの再編が行なわれて境内六郷となりこの間に検田、勸農、検断が可能に領主としての荘務権が確立されて膝下荘園となった。しかし領国支配に繋がるには規模が小さい上に、共和的な氏人の惣との共同支配だった。

〔諸国荘園・御厨〕これらは本来廻領である上、全国に散在していて、領家/預所職に任じられた社司も、庶子弟を代官に遣わす例外(正祝保盛、子保弘の後例)を除いて、現地に赴任しなかった。御家人が開発を通じて本領を確定しこれを家産として相伝しながら国司や荘園領主に連なり郡司、郷司、下司、公文などを得て所領に対する支配権を確保した上、鎌倉幕府の安堵のもとで「一所懸命」に領国支配を進める場合とは全く異なる。公家の荘園と同じく定額の年貢・公事の納入を要求し荘官を任命するに止まる程度の弱い領主権であった。不輸不入の特権も、守護地頭権力の強化と下克上によって蹂躪される運命にあった。

ホ) 氏人の自治組織氏人「惣」中

①【中世の惣】

中世における在地の自治的共同組織をいう。鎌倉後期以降畿内とその周辺に成立。惣村、惣荘、惣郷など百姓を中心とした在地組織で地侍、乙名等指導層はあるが共和制的な運営組織。賀茂の氏人惣中も成員を異にし時代が遡るがその一形態(清水三男、大山藤平、須磨千頼ら)。中世欧州の自治都市に似る。

②【賀茂社氏人(惣)中の成立時期】

13 世紀半ば頃成立。つぎの 2 例。○(文永 8 年<1271>)2 月 18 日に、正祝保盛(正祝保高<神主重保六男>の子)久永御庄(石見国邑智郡)に守護を入れて百姓を絡め捕らする間、氏人集まりて連判せらるる日也。この事は、保盛子息生王大夫この御庄を張行する程に(預所職として強引な政をした。在地していた)、公文・百姓等が為に非法を行なう(六波羅申して守護を入れた。南柯記)によりて、中略、(同 9 年)同三日、神宮寺の堂に氏人集まりて、祝生王を永く失うべき

由^(永久)_(遺状)沙汰有、当四日、氏人一同に仰すべき由、神宮寺の堂にて状を書きて、公の初めて御沙汰有るべきにて渡らせ給^(公は南柯記に職事とあつて、伝奏の下の藏人・奉行)間、参らせ上ぐべき由状を書かる。正祝をば解官、生王大夫^(保弘、のち正祝)をば番の札をば削られ^(後)候はんと申さる、この状をば惣官^(社務、神主に同じ)へ、同8日所司大夫^(元來社務の被官。こゝは幕府の奉行人が)の許へ上ぐ(井関経久・賀茂旧記)。氏人が組織的に結束して連判や伝奏や社務に申し状を取りまとめており惣的結合の存在を示す例。

○讃岐国、社・氏部両郷の知行を「氏人中」とする院宣^(後醍醐、亀山院代、氏人等鬱訴条々)は氏人中の法上の主体性を確認。この頃の氏人の数は約200人(同上賀茂旧記・文永11年正月惣官節養)。

③【氏人惣中の構成】

〔衆分(別名老若中)〕年齢順に「往来田」五反を給される、140人。さらに難事に氏人中を代表した年長の「宿老」10名と130人の「若殿原(若衆)」に分かれる。(氏久神主ノ代ニ一条以北ノ水田人別ニ三段宛宿老の氏人十人ニ宛給、老者田是也、社務補任記)。若衆は50歳定年。

〔無足人(小殿原)〕往来田待機組。「系図」は往来田の受給資格の基礎台帳を兼ね、古代以来のウジの原理にもとづいて作られる。氏人の惣の成立と同時に整備された(古系図)。

〔寄合〕氏人の神勤や諸役の用途などを管理運営する寄合「集会制度」があった。「立会参会」、「小寄合」、「老若寄合」、「三手総会」の四種。前二者が執行機関で後二者は臨時の評定^(見玉幸多氏論文)。

④【氏人惣中の経済基盤】

〔廻給田〕往来田(57町余)・貴布禰田(4.3町)、老者田(2.9町)、一反田(1.6町)、河原田の種別があり、小野郷を除く境内五郷の中で氏人に配分された。往来田(140人)、老者田(10人)、貴布禰田(宿老に次ぐ30人)、河原田とも年齢次第に一定人数に限って支給。何れも死欠により返還され、跡を年齢順に新しい氏人が受ける「廻給田」。主な往来田は神主経久が一条以北の水田を徳政で返還を受け、そのうち70町を一人別五反に配当したのが始め^(南柯記、乾元2年の事とする)。

〔惣中知行の諸国荘園〕讃岐国氏部荘、近江国船木荘本家・下司職、美作国倭文荘、加賀国金津荘、能登国土田荘、備前国竹原荘、周防国伊保荘などが戦国期の記録にある。倭文荘以下は本来社務の廻領だったものが文明争乱の結果知行や収納権の一部又は全部が移ったもの。

〔境内周辺所領〕市原野(岡本郷散在<岩倉・二瀬・幡枝等>)、南小野郷(一乗寺4ヶ村)。

〔惣中知行の諸神事料田、役田、山林〕境内五郷中にあり、氏人の神事勤仕を支えた。台飯田、御酒田、松明田、御馬田、御壇供田ほか、郷司田、目代田、田所給。

〔御結鎮銭、段銭、新開地・闕所〕御結鎮銭は正月十四日の御棚会神事料に五郷に賦課した、五郷の「本役」。段銭は臨時の賦課、新開地・闕所も惣有が原則。

⑤【氏人兼務の社役】

社司に次いで神勤または惣中の任務に当る(賀茂注進雑記第七社家所載、寛文4年改正後の姿)

〔氏人中社役〕代官5人、精進頭5人、忌子1人、神子8人、御服女郎5人、御秣女郎1人、六郷郷司5人、田所奉行5人、棚所1人、御服所1人、御馬別当1人、落田奉行1人、作所奉行1人、山奉行1人、河奉行1人、山守5人、収納奉行2人、計34人、および氏女15人。

〔相伝家職〕御前預1人、雅楽役1人、陰陽寮1人、河口絵師1計4人。預以外は専門職。

〔社務の恩補の者・家子〕目代1人、侍所所司(所司大夫)1人、贄殿別当(別当大夫)1人、田口

膳部(青侍、氏人外)1人計4人。

氏人中社役は一年交代の鬮取制。往来田以外に役料を支給。社司恩補の者は当初はもっと多かったが社役と神領の支配を巡る社司と氏人中の抗争の結果漸減した。また、職料未収を理由に摂社の社司へ就任を辞退する者も続発したが、氏人が代官としてその欠を補った。社務の家礼(からい)は社領荘園から上番する「青侍」を宛てたが荘園の没落で社司の庶子弟が「家子(かご)」として勤仕。鎌倉後期から南北朝時代に掛け家子と惣の氏人が紛争を繰返し(建武1<1334>、文和4<1355>、延文2<1357>、延文6<1361>、康安3<1361>)勅勘を蒙っている(社務補任記、南柯記)。この火種が燃え盛ったのが「文明一社争乱」。

⑥【文明一社争乱(系図など正式記録は「当所土一揆」と表す)】

文明8(1476)年8月一社が武家の応援を背景に西賀茂を拠点とする社司側に対し、社頭を拠点とした氏人方に分かれ各々得物を携え兵具を荷って戦い、同23日社司6人、氏人36人が殺され社司側の放火で社殿や文書のすべてを失う未曾有の事態が生じた。九月には五日廢朝。伝奏甘露寺親長卿らの公武、社司、氏人への斡旋で社務は馬場弥久に交代、責任者の処罰で和解に達し11月仮殿立柱、翌年五月には競馬会などの神事も復活。原因は氏人が吉田社領を横領したのを社務井関勝久が咎めたのが発端だが、社司一味の上職、神領の独占、社財の横領などに対する氏人側の積年の遺恨が爆発したもの。一揆側の内紛もあって延徳3年(1491)6月の結着まで15年の歳月を費やした。この結果社領の支配権や神役の相当部分が惣中に移った。しかし両者の対立は内訌し最終決着は享保6年(1725)迄250年掛かる(上皇後胤の血統は断絶、五家騒動)。

⑦【関、環濠と惣構(総曲輪)のある自治都市・賀茂社家町】

【美曾呂池関】の再興についての社務貞久、院、幕府間の遣り取りの記録が見える(賀茂伝奏親長卿記、文明2年10月15日、同3年3月14日、17日、21日条)。関は鞍馬街道の檜峠上。丹波(山国)、若狭两国への街道筋を扼する。近日、敵賀茂へ討入るとの噂を口実に「構の構築」と同時の勅許を半ば威嚇的に迫った。関は「山国御料替物」を賀茂社が抑留して停廃されていた。

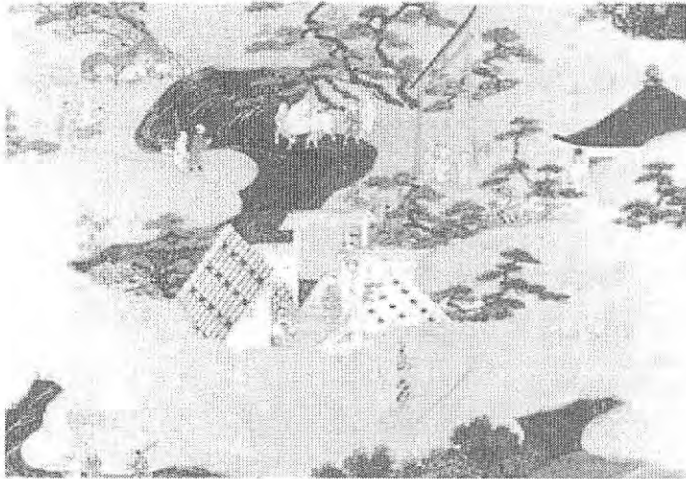
【賀茂社家町、町名の初見】梅辻、池殿、竹鼻、岡本、山本の地名が作人の居住地として記され現在の町名と一致する町形成が進んでいたことを示す(宝徳3年<1451>「じからみ帳」)。また、金堂寺の社を市の神として中大路に「市」を立てた(文永三年<1266>十二月。南柯記)。

総軒数は281軒(上記同名の町名と共、天正19年<1591>「棟別帳」)。延宝8年(1645)の総戸数800軒(社・寺家、地下の全体)、人口2,800。京都近郊最大の集落。

【氏人堀を備えた構を築造】『定 若殿原中記し置く条々』[一、構四半町分、之を構うべき事。一、堀の事、宿老10人の外、人別下地に当て堀一間宛、之を掘らるべき事。一、構中の家の事、父子兄弟の中に一間宛之を立てらるべき事。一、彼の家、造られざる方に於ては、往来田3ヵ年分を勘落せしめて、構之を寄付すべき事。一、往来田に就き一人別参疋宛出銭あるべき事。一、此の如く定め置くの処、若し一夜として他宿する者、往来田を次座として之を競望せらるべき事。右条々、一味同心定め置く上は、早速、執り沙汰すべきの状件の如し。追て之に加う堀地子は惣の公平を沙汰あるべく候也。文明8年10月13日] (賀茂別雷神社文書目録II土蔵) (B-1-19。争乱直後野時期に注意)。

上の文により大川(明神川の旧称)や土塀のある社家町の景観は中世の環濠と構に起原をもつことが分かる。上杉屏風「かものしけ」には大門の両側に土塁が見える。干池(沢田池)の辺りには

射場いぼもあった(南柯記)。戦国期の賀茂の社家町は堺などと同じく典型的な環濠自衛・自治都市
図1 洛中洛外屏風「かものしけ」上杉家本(桃山時代)

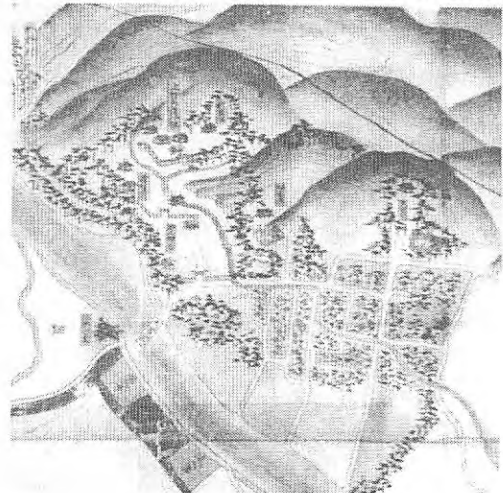


だった。総構と土塁城や砦の外部をいう(総構、総曲輪とも)。城下一帯を外周や堀、城壁、土塁で囲んで武装し自衛した。社家町の「堀の内」の町名は環濠に因むのであろう。大坂、江戸、姫路の各城が大規模なもの。この年には山科本願寺寺内町も築かれている。「中世都市では堺、京都の「御土居」、奈良の稗田、番条、若槻などの例がある。

【戦国武将の軍勢催促】一社争乱時の氏人中の武力は戦国武将達の注目を浴び社領安堵と引換えに軍勢催促を受けている(細川澄元、高国永正8年<1511>氏人中宛文書。賀茂注進雜記第八神領)。御鳥羽上皇の試みは300年後も生残った。

図2 洛中洛外図(宝永2年中井家絵図)

【安永年中・賀茂社家宅七町大旨之図】18世紀末に書かれたこの図には、東の深泥ヶ池に通じる所に「岡本大門」、西の社家町入口には「社辺入口大門」、さらに南部へ伸びる四筋の道と菖蒲園川の交差点の四ヶ所、合計六ヶ所の「大門」が画かれている。社家町部分は木戸中央、明神川が南にカーブする場所に「社家会所」、南の市之町南角に「惣堂」があってそれぞれ核を形成している。このように江戸時代半ばにも環濠都市の遺構をとどめていた(本稿の末尾頁に掲出)。



⑧【中世の終焉と、近世村落の始まり】

1589年(天正17)の太閤検地は旧来の体制を打ち壊し、新しい秩序をもたらした。上賀茂神社領と認められたのは本郷(上賀茂1,604,5石)、小山郷(561,4石)、中村郷(371,4石)西賀茂川上郷(34,6石)合計2,572石でこの検地で境内六郷の社領の過半が減少した。諸国の荘園は全て没収された。江戸時代徳川家もこれを踏襲して明治を迎える。これは西賀茂を除く明治時代の愛宕郡上賀茂村一村に相当。中世権門賀茂社は一村落領主として近世の出発点に立った。

3 武家となった一族

イ) 藤木氏経父子

【父 式部大輔 藤木氏経】『文明八年八月、権祝(林)重則、大田禰宜治部少輔(市)勝平*1、雅楽助(森)満久*1 等ト与カス当所上一揆ノ張本人也 宿意ヲ遂ゲザルニヨリテ遺恨有リ、氏人中ト不和ノアヒダ、

同十年逐電シ猶宿意ヲ遂ゲントシテ中国ニ下リテ武士ニ憑リ奉公ス。或時、便宜ニ寄セテ一封書ヲ寄ス、賀茂ニオイテ宝幢院阿闍利披見ス、書中一首歌有り、

よそにてもなをこそたのめあらたなるわけいかつちの神のちかいを*2』(中古系図下)。

〔子 伊勢守 藤木成氏〕『文明八年、社司ノ為ニ、味方宿意ヲ遂ゲズ。一族悉ク他国ニ落チユクトイエドモ、成氏一人猶賀茂ニ住マウ。氏人中討タント欲ス。然レドモ強カノ為ニ依テ容易ニ討取アタハズ。徒ニ星霜ヲ送ルノ処、終ニ豊後守成頭刎首セリ』(同上)。

*1)勝平と満久は社司側との和睦を進めるため刺し違えて自刃。重則と氏経は逐電して一揆一味の恨みを買った。*2) 一揆の謀議中重則が精強な成氏の引込を発案し、父氏経の強欲に付け込み将来自分の家子として氏経を目代に、成氏以下の5子を五郷の郷司に就けることを約定する請書を出した。「新たな分^{わけ}厳土(別雷)の紙(神)の誓」とはこれを指し他所に居てもなおその実現を願うという妄執の物凄さ示す(南柯記による。氏経の足跡は杳として不明)。

ロ)山本勘助の出自

〔甲陽軍鑑〕本書は江戸時代初、小島昌憲らが高坂昌信の遺稿を編纂した軍書。勘助は同書に武田信玄の軍師として記される。実像は終戦後発見された新史料「市川文書」に現れる山本菅助と同一人である可能性以外何も分らない。弘治3年(1557)に武田晴信の使者を務めた以外の経歴は一切不明。各地に残る伝承は江戸時代に信玄の軍師として名高くなった勘助に因んだ付会で弁慶の英雄伝説と同工。甲陽軍艦は生誕地を「本国三河国牛窪の者也」(三河国宝飯郡牛窪・現豊川市牛久保町)とする。

〔駿河国富士郡山本郷説〕駿河国富士郡山本(現富士宮市山本)に吉野貞幸と安女の三男に生まれ三河牛窪城主牧野氏の家臣大林勘左衛門の養子に入った(「甲斐国誌」1814年松平定能著)。

〔三河国八名郡賀茂荘説〕駿河国富士郡山本郷を本拠とする山本氏(勘助の先祖)が三河国八名郡賀茂荘(現豊橋市賀茂町)へ移住し賀茂荘に山本屋敷を構え明応9年(1500)に山本光幸の三男として生れたとする(「牛窪密談記」中神行忠著<1701>、「三河国二葉松」佐野知堯<1740>「参河誌」渡邊政香著<1836>など)。また、宝飯郡でなく三河国賀茂郡とする説もある。

〔小野田荘賀茂神社〕賀茂荘は上賀茂社領小野田荘の現地の称で今も賀茂神社がある(豊橋市賀茂町神山1番地)。山本氏をこの賀茂社の社家とし、賀茂氏出身に結びつける説も現れる。天正元年武田勢に敗れた徳川家康がご神木の洞に隠れて一命を逃れたという樹齡千年の楠があり、以後家康の崇敬をうけ4月15日の大祭葵祭りは家康出陣に因む大幡神事がある。江戸時代を通じて朱印領百石が給されて歴代將軍家の篤い尊崇をうけた。

ハ)徳川氏の出自

①【清和源氏新田氏支流説】

〔徳川家譜〕永禄三年(1560)の今川義元の桶狭間敗死後独立して三河一国の統一を遂げ、同九年関白近衛前久を通じて従五位下・三河守の官位を奏請したとき松平を徳川と改めた。源義家の孫新田義重の四男義季が上野国新田荘世良田郷徳川村に住し徳川四郎を名乗った。徳川四郎六代の子世良田太郎政義は新田義貞に与したが新田氏の没落後徳川村に幽居。その孫徳川左京亮有親は鎌倉公方足利持氏に従い持氏敗死後(永享の乱)、室町幕府の追及を避けて子

の親氏と共に時宗の僧長阿弥、徳阿弥として流浪して三河国に至った。この親氏が西三河坂井郷の豪族五郎左衛門の女婿となって儲けた一子が徳川譜代酒井氏の祖。親氏は妻の死後賀茂郡松平郷に移り同地の豪族太郎左衛門の女婿となって松平氏を称した。その八代の後が家康だという。始めの部分は尊卑文脈の新田氏系図に似るがその後についての確証は無い。

【松平氏と賀茂氏】松平氏の史料上の初出は家康六代の祖信光からで、室町幕府執事伊勢貞親被官とある(蝸川親元日記寛政六年<1465>条)。この信光が賀茂氏を称して以来松平氏は本姓賀茂氏を名乗った。本拠の松平郷が賀茂氏と古くから縁故を持っていたからとされている。葵の家紋の由来もここからだろう。しかし賀茂郡内には上・下両社の荘園は見当たらない。氏族名は古代に許呂母之別、三川衣之君氏が、中世には足助氏と中城氏の名が知られる。清和源氏の足助氏はもと賀茂氏を称し、重長同様の混同を生じたのかもしれない。

②【徳川幕府と賀茂神社】

【寛永の社殿造替】徳川氏は豊橋賀茂神社に限らず賀茂氏や賀茂社に親近感を抱いたことは間違いない。寛永5年には、本殿以外は痕跡をとどめぬほど荒廃していた両賀茂社の景観を、鎌倉時代の結構に復する大造替を秀忠の息女中宮東福門院和子の御願の名目で幕府の公費を以て行い以後定期の造営を続けた。

【寛文4年裁定】賀茂、貴布禰に関し社司氏人長年の争論を結着し「社家中新体制」を下達。

【葵祭復活等】綱吉のとき葵祭を復興した。そのた京官や地下官人【この時代北面、侍、滝口、伎番、仕人など武官の職名があるが武家ではない】への補任斡旋や終原、深泥池などの開墾許可、下行米の支給などで困窮する社家を救済した。

二) 旗本御大身久永氏

【久永氏系譜】1;《姓氏家系大辞典》。賀茂姓。(イ)石見国邑智(おの)郡久永庄より起る。寛永系図に大賀茂都美命裔といい、また、賀茂神社古系図、小林、渡利系図によって賀茂氏の族とする。氏人に久永行賢(元徳中<1319~21>久永庄中野村賀茂神社修復)、行盛(延徳中<1489~92>の人、越中守)、祐廉(行盛孫、越前守)を挙げる。賀茂別雷神社領久永庄地頭職にして、井原村雲井城に拠る。(ロ)三河の久永氏。前項の後で、石見国久永庄に住む。先祖は吉備大黒麻呂(奈良朝の禰宜鴨、県主吉備の誤伝)の後で葛山を号す。勝成がとき大内家に属して久永庄にあって地名を号す。その裔、源六重吉(三河国額田郡に移り松平清康に仕ふ)—源左衛門信重—源兵衛重勝(家康に仕へ、比奈邑20貫文を領す。後、3,200石を領す)—源兵衛重知—源兵衛政勝—同重之—丹波守重高(勝晴)—源兵衛勝興—源五郎勝純と。元禄山田奉行に久永丹波守重高、幕末久永石見守見ゆ、とする。家紋丸の内雁。(姓氏家系大辞典、太田亮編 角川書店、昭和54年) 【寛永諸家系図伝(平凡社、平成4年)も同じ】。イロ間にたとえば伴氏などの他系の竄入があるかも知れない。

2;《百家系図稿巻13》賀茂重政〔神主〕*1—重長〔太田禰宜〕—重茂〔若宮祝〕—重興〔幸徳大夫〕

└重景〔早世〕—*

*—重輔*2—重経—重俊—重嗣—重基—重教—重長—重吉*3—信重*4—重勝*5—以下略 【宝暦寿男、「古代」氏族系譜集成】上】

*1;承久3年補、嘉禄元年<1225>卒84歳。*2;上社神戸石見国邑智郡久永庄下司下向。*3;久永源六。代々住久永庄。重吉時、遷三河額田郡、仕松平清康、広忠。重吉より寛政呈譜にあり 【但重長7代の葬祭は不詳】。*4;源左衛門。仕広忠、信康。*5;仕家康公。領比奈邑20貫文、後領3,200石。寛永

6年<1629>8月7日卒76歳。

以上より、神主重政の嫡流重輔が賀茂社領石見国邑智郡久永庄の下司として下向した後現地に定住。地頭職を兼ねて守護大内氏の被官となった。重吉の代に三河額田郡に遷って松平氏に仕え、家康のとき重勝が3,200石旗本に列した。元禄時代に山田奉行を勤める者(重高)も出て明治維新に至ったことが分る。なお、前記(ホの②)のように文永8年、正祝保盛の子で預所職の生王大夫が下司職と相論になったがそれは丁度重輔の頃に当る。現邑南町に賀茂神社が残る。また、嘉元3年遷宮に『久永庄からの召し物の田舎釘十貫余を取使ひて一も進めず不思議の事也とされ急遽社の鍛冶に昼夜兼行で作らせた』と書かれている(井関経久「嘉元三年遷宮記」)。

久永氏が本家賀茂社を離脱して地頭職に転じ御家人となったのはこのころかと思われる。

〔知行石高〕久永3家合計7,450石。(イ)久永主税章香(番役・寄合、火酒役・中谷左内坂、本郷元町屋敷)4,000石。(ロ)久永源兵衛勝信(番役・寄合、西の丸御先手弓頭、小日向中橋南角屋敷)3,200石、同大二郎勝清(勝信の部屋住、小菅請組・先手与力)に250石。〔寛政11・寛政呈書、文政10・幕上録、天保9・旗本高寄、などによる。〕

〔知行地〕(イ)章香；三河。(ロ)勝信；武蔵、上野、下野、常陸、下総(勝清分)(資料同上)。伊勢崎市(東小保方<1,182石>)に久永氏陣屋跡があり、慶長五年に当地の領主となった重勝が同所の大東神社の社殿を改築し、奉幣祭事を怠らなかつたと伝える(伊勢崎市誌。『日本歴史』693号に井上定幸氏の関連論文がある。』)

ホ)細川家寄人・松下述久(前田淑「吉見幸和の母蓮子の出自とその文学」『福岡女学院大学短期大学学紀要』2号・昭和41年)による)

〔細川藩士河方家先祖付・松下民部少輔〕『初代一、先祖松下民部少輔と申し候。多年京都居住仕り候。幽斎様御歌道の儀につきては取り分御懇意仰せ付けられ、丹後田辺御箆城の御砌和睦をも何角御取り持ち申上げ候テ相整へ申し候。夫れに就き猶以って御懇ろにて、曾我丹波守殿妹を三斎様御養女遊ばされ民部少輔へ嫁娶り仰せ付け、京都へ居り申し候処、豊前国御拝領成られ小倉へ御成り御座候砌、慶長十五年御城下へ召し寄せ、宇佐郡之内を以って知行五百石拝領され(中略)民部少輔同十九年小倉にて病死仕り候』以上の河方家は二代安左衛門の父松下民部少輔を初代として以後幕末に至るまで細川家の家臣として五百石を領していた。この先祖付は藩士から藩庁に書き出したもので七代目安左衛門(宝暦3~安永7)が執筆し以後2回加筆されている。

〔松下民部少輔の前歴〕賀茂県主系図にある松下述久がその人と解される(従四位下宮内大輔神主松下規久の二男、従五位下片岡禰宜であった。尻付は慶長〇年片岡禰宜、同十五年細川越中守忠興を頼り豊前国に下向之に依り辞職云々)。そして次の伝えが残る(系譜引用は「新古系図」による)。『述久、飛鳥井雅敦と蹴鞠一道の儀に就き論争、駿河国へ下向、家康公裁下の時、述久の申す趣非分の由決了。是非なく上洛辞職して去る也、中略、蹴鞠上足』(馬場翁記録帳)。飛鳥井家側には『雅庸のときに至り賀茂の社司松下某と云へる者、徒に蹴鞠の式を教授し、飛鳥井の世業を紊るの恐れあり故を以って更に徳川家康に請ひて蹴鞠式の印章を受く』と記されている。蹴鞠の教授権を巡って飛鳥井家と論争になり家康の御前裁決の未敗れた。これが辞職と細川家を頼った原因である。以後賀茂の蹴鞠は衰微した。(注；子孫と係累に次の人々がある。長男教久<掃部。初代安左衛門を名乗る>、長女本院・出雲局。次男頼久(片岡祝)〔寛永4・3・21補中和門院御執奏〕、次女亀(法名英薫)；佐藤長兵衛室、その娘蓮子は著名な尾張の神道学者吉見幸和(1673~1761)の母。兄神主松下元久、その孫・正三位神主松下矩久)。(平成十九年七月記)

主要参考文献

- | | | | | |
|----|----------------------|-----------------|------------------------------|------------------------|
| 1 | 吾妻鏡 | 日本古典全集 | 国書刊行会 | |
| 2 | 賀茂禰宜神主系図 | | 財団法人賀茂県主同族会蔵 | 国指定重要文化財 |
| 3 | 賀茂旧記 | 賀茂神主井関経久日記全六冊の一 | 東大史料編纂所複写
マイクロフィルム版 | 同上
原本上賀茂神社蔵 |
| 4 | 賀茂別雷神社嘉元年中行事 | 同上 | 日本祭礼行事集成
同刊行会 平凡社刊 | 同上
原本上賀茂神社蔵 |
| 5 | 嘉元三年遷宮記 | 同上 | 須磨千穎翻刻 <small>賀茂文化1号</small> | 同上 同 |
| 6 | 賀茂社務補任記 | | 財団法人賀茂県主同族会蔵 | 山本季彦書写の本 |
| 7 | 賀茂注進雑記 | 岡本保可他撰 | 賀茂別雷神社刊 | |
| 8 | 南柯記 | 蔣池直一撰 | 私家蔵・複写版 | 西池重誠書写の本 |
| 9 | 中世に於ける賀茂別雷神社氏人の惣について | 須磨千穎 | 南山経済研究 1~12 | |
| 10 | 日本中世の村落 | 清水三男 | 日本評論社刊 | |
| 11 | 中世の賀茂六郷 | 大山喬平 | 校倉書房刊 | ゆるやかなカースト
社会・中世日本所収 |
| 12 | 賀茂別雷神社の往来田制度 | 児玉幸多 | 社会経済史学 7-9 | |
| 13 | 賀茂別雷神社の集会制度 | 同上 | 社会経済史学 8-3 | |
| 14 | 賀茂県主能久伝 | 小川寿一 | 歴史と国文学 19~20 | |
| 15 | 御鳥羽上皇の川上御幸についての一考察 | 藤木文雄 | 賀茂文化 1号
賀茂文化研究会刊 | |
| 16 | 解説 賀茂県主系図 | 同上 | 財団法人賀茂県主同族会刊 | |
| 17 | 吉見幸和の母蓮子の出自と文学 | 前田 淑 | 福岡女学院大学短期大学部紀要 2号 | |
| 18 | 近世の北関東と商品流通 | 井上定幸 | 日本歴史 693号 | |
| 19 | 洛北の建築点描 | 大場修 | 淡交社刊 | 藤井学他編「洛北探訪」所収 |
| 20 | 史料京都の歴史 6 | 京都市編 | 平凡社刊 | |
| 21 | 寛永諸家系図伝 14 | 斉木・林・橋本校訂 | 続群書類従完成会刊 | |
| 22 | 姓氏家系大辞典 3 | 太田亮 | 角川書店刊 | |
| 23 | 古代氏族系譜集成上 | 宝賀寿男 | 古代氏族研究会刊 | |
| 24 | 国史大辞典 | | 吉川弘文館刊 | |
| 25 | 賀茂別雷神社古文書 | 京都府教育委員会編 | 同署刊 | |

目録

図3 賀茂社家町七町大旨之図(安永年間賀茂成崇画、昭和15年山田紫光師模写。故藤木正直氏惠贈)

